

「グローバル丹波2025推進事業」運営業務 企画提案コンペ募集要項

1 目的

2025年大阪・関西万博を機に、兵庫県では、県全体をパビリオンに見立て、SDGsを体現する活動の現場そのもの（フィールドパビリオン）を発信し、現地に訪れ、見て、学び、体験するプログラム「ひょうごフィールドパビリオン」（以下「FP」という。）を展開している。

本業務では、丹波地域のFPコンテンツ提供者等がファムツアーを造成することによる更なる連携強化、また、造成したファムツアーを実施することで得た成果・課題を共有、意見交換を行うことで万博閉幕後も丹波地域のFPが持続的に発展していくことを目的とする。

なお、本業務を実施するにあたり、民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、企画提案コンペ方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

「グローバル丹波2025推進事業」運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

1,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

期 日	内 容
4月23日（水）	募集要項等の公表・配布
5月1日（木）	質問書の提出期限
5月9日（金）	質問書に対する回答の期限
5月16日（金）	参加申込書・企画提案書等の提出期限
5月中旬～下旬	プレゼンテーション審査、審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

業務を委託するための企画提案コンペに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 必要書類（5(2)に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和7年4月23日（水）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/20250423guroukaru.html>

5 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 募集期間

令和7年4月23日（水）～同年5月16日（金）

(2) 提出書類及び部数（規格は日本工業規格A4片面）

- ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・7部
- ② 提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・7部
- ③ 事業実施計画書（様式3）・・・・・・・・・・・・・7部
- ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・7部
- ⑤ 誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ その他提案内容を説明する書類（様式任意）・・・・・・・・7部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・各1部

(ア) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）

なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、誓約書（様式6）を提出すること

(イ) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（提案者の概要がわかるパンフレット等）

(ウ) 法人登記簿謄本（提出の日において発行から3か月以内のもの）

(エ) 定款、役員名簿

(3) 提出先等

① 提出先

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課あて

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

電子メールアドレス：tambakem@pref.hyogo.lg.jp

② 提出の方法

電子メール、郵送もしくは持参

・電子メールの場合：令和7年5月16日（金）17:30まで（上記部数に限らずデータ提出のみで可）

件名に「グローバル丹波2025推進事業運営業務企画提案書の提出」と記載すること。

・郵送の場合：令和7年5月16日（金）必着

・持参の場合：受付時間 9:00～17:30、土日祝を除く

※郵送又は電子メールの場合は、必ず電話により受信を確認すること。

(4) 募集要項の内容に関する質問等

① 募集要項に関する質問

質問は文書（様式は任意）で行うものとし、令和7年5月1日（木）17:30までに電子メールにて提出する。なお、電子メール件名冒頭には「質問：グローバル丹波2025推進事業運営業務」の文言を入れること。

② 質問に対する回答

令和7年5月9日（金）までに、電子メールにより回答する。

なお、同種の質問が想定されるもの等については、県ホームページへの掲載

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/20250423guroukaru.html>等により周知する。ただし、関係者

などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できない場合がある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡を行う。

(5) 費用負担

必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 必要書類の著作権

必要書類の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 必要書類の取扱い

必要書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目等についてプレゼンテーション審査を実施し、業務を委託する者を選定する。プレゼンテーションについては別途日時、場所を通知する。なお、必要に応じて、応募者に対して必要書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

① コンセプト及び内容の充実度

企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

② 業務実施体制

業務の実施体制、安定的な遂行の可能性等

③ 見積価格

見積額の積算根拠の妥当性等

④ その他

その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から各応募者に文書で通知する。

7 委託契約の締結等

(1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(4) 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得た場合に限る。

(5) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払を行う場合があるが、その場合においても、最終的には実績確認に基づく精算を行う。

(6) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 事務局

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課 田路・甘中

電話：0795-73-3779 FAX：0795-72-3077

電子メール：tambakem@pref.hyogo.lg.jp